

商標法 24： 使用許諾制度（専用使用権・通常使用権）

学習ポイント

- ① 使用許諾制度を採用した理由 ⇒ *趣旨 check*
- ② 専用使用権と通常使用権の相違点 ⇒ *基本事項 check*
- ③ 使用許諾制度のメリット、デメリット ⇒ *補足事項 check*

本試験の出願分析

- ・短答式試験： ほぼ毎年出題あり
- ・論文式試験： なし
- ・口述式試験： H13、H15、H18 等

定 義

使用許諾制度とは、商標権者等が自由意思により指定商品又は指定役務についての登録商標の使用を他人に認めることができる制度をいう（商 30 条、商 31 条）。

趣 旨

旧法下では、商標権は人格権的性質が濃く、営業と密接であるとして、営業とともにのみ譲渡し得るとの建前が採られたこと、また、出所の混同防止の見地等から、使用許諾も認められていなかった。

しかし、商標に化体した業務上の信用を利用して営業を欲する者も多く、また、商標権者も、財産的活用という点から、人的・資本的な関係を有する者に移転以外の方法で登録商標を使用させたいとの社会的要請が高まった。また、使用者の商品等が粗悪ならば商標権者の信用が失墜するため、商標権者の十分な監督が考えられる。一方、品質等の保証により需要者に不利益はなく、自由譲渡と同様、使用許諾も許容することができる。

そこで、商標法は、経済界の要請に応え、譲渡以外の方法で他人の登録商標の使用を認める使用許諾制度を設けた（商 30 条、商 31 条）。

基本事項**【使用許諾制度の内容】**

1. 使用許諾の主体

商標権者が設定・許諾することができる（商 30 条 1 項、商 31 条 1 項）。商標権の財産的活用が目的だからである。

但し、**専用使用権者**も、同様の趣旨から、通常使用権を許諾することができる（準特 77 条 4 項）、許諾に際しては、商標権者の利害に重大な影響を及ぼすため、商標権者の承諾が必要である（準特 77 条 4 項）。

なお、**商標権が共有に係る場合は**、他の共有者の利害に影響を及ぼすため、他の共有者全員の同意が必要である（準特 73 条 3 項）。

2. 使用許諾の対象

(1) **商標権**が設定・許諾の対象となる（商 30 条 1 項、商 31 条 1 項）。商標権の財産的活用が目的だからである。

但し、**専用使用権**も、同様の趣旨から、通常使用権の許諾の対象となる（準特 77 条 4 項）。

(2) **商 4 条 2 項に係る商標権**は、設定・許諾できない（商 30 条 1 項但書、商 31 条 1 項但書）。公益保護より、その者のみ登録を認める趣旨を貫徹するためである。

(3) 防護標章登録に基づく権利は、設定・許諾できない。禁止権の拡大にすぎず、積極的な使用は認められていないからである。

3. 使用許諾が認められる範囲

(1) 時期的には、商標権の存続中であることが必要である（商 30 条 1 項、商 31 条 1 項）。基礎となる権利の存在が前提となるからである。

(2) 地域的には、日本国内であることが必要である。属地主義の下、我が国の商標権の効力は、我が国にのみ及ぶからである。

(3) 内容的には、**専用権の範囲**（商 25 条）のみである。禁止権の範囲は法律上積極的な使用が認められていないからである。この点で、商標権者に対抗すべく、禁止権の範囲についても発生する使用をする権利（商 32 条等）とは相違する。

4. 使用権の内容

(1) 性質

① 専用使用権は、**物権的性質**を有する。独占排他的な権利だからである（商 30 条 2 項）。従って、同一範囲には重複して設定できず、また、商標権者もその範囲では使用できない（商 25 条但書）。

② 通常使用権は、**債権的性質**を有する。従って、同一範囲に重複して許諾でき、また、商標権者等も使用することができる。

(2) 発生

- ① 専用使用権は、設定行為後、**登録により発生**する（商 30 条 4 項、準特 98 条 1 項 2 号）。物権的性格ゆえ、権利の帰属主体の明確化が必要だからである。
- ② 通常使用権は、商標権者等の許諾により発生する（商 31 条 1 項）。債権的だからである。

☆ 但し、取引の安全を確保すべく、**通常使用権の登録により、その商標権等をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる**（商 31 条 4 項）。

(3) 権利範囲

いずれの権利も**設定行為で定めた範囲**である（商 30 条 2 項、商 31 条 2 項）。商標権者の自由意思に基づくものだからである。

(4) 効力

専用使用権は、指定商品又は指定役務について登録商標を独占排他的に使用することができるが（商 30 条 2 項）、通常使用権は、指定商品又は指定役務について登録商標を使用することができるのみである（商 31 条 2 項）。かかる効力の違いを設けたのは、使用許諾を欲する者の登録商標を安定的かつ独占的に使用したいとの社会的要請と、使用を許諾する商標権者等の利益との双方を考慮し、制度の円滑な運用を図るためである。

- ① 従って、専用使用権者は、差止請求権の行使等により、第三者の使用を排除することができるが、通常使用権者はこれを排除できない。
- ② なお、ともに、色彩のみ異なる類似商標は使用することができる（商 70 条 2 項）。取引実情を考慮し、これは専用権の範囲（商 25 条）に含まれるからである。

(5) 移転等

ともに、**商標権者の承諾を得た場合**に移転することができる（商 30 条 3 項、商 31 条 3 項）。譲受人如何で商標権者の利害に重大な影響を及ぼすからである。

- ① 但し、相続その他の一般承継の場合は、ある程度譲受人の範囲が限定されているため、承諾を得ずとも移転することができる（商 30 条 3 項、商 31 条 3 項）。

☆② なお、専用使用権の移転は、権利関係の明確化のため、登録が効力発生要件とされ（準特 98 条 1 項 2 号）、通常使用権の移転は、登録が第三者対抗要件とされる（商 31 条 5 項）。

(6) 消滅

ともに、商標権の消滅、放棄、混同、契約の解除、終了等により消滅する。

☆ なお、専用使用権の消滅は、商標権の消滅及び混同による場合を除き、登録が効力発生要件であるが（準特 98 条 1 項 2 号）、通常使用権の消滅は、登録はすべて第三者対抗要件である（商 31 条 5 項）。

以上

補足事項

【使用許諾制度の弊害防止のための措置】

使用権者が不正使用により出所の混同・品質等の誤認を生じせしめた場合には、請求により、商標登録が取消される（商 53 条）。

使用権者に正当使用義務を課すとともに、商標権者には監督義務を課し、制裁を課すことで需要者の利益を保護するためである。

【使用許諾制度の利点】

1. 不使用取消審判

使用権者が登録商標を指定商品等に使用していれば、商標権者が不使用であっても不使用取消を免れることができる（商 50 条 2 項）。

使用権者の使用によっても、保護すべき業務上の信用が形成されるからである。

2. 使用権者による使用と登録商標の周知化

使用権者の使用により登録商標が周知・著名となった場合には、商標権者は他人の登録を排除し（商 4 条 1 項 11 号、15 号、19 号）、また、防護標章登録を受けることができる（商 64 条）。

使用者の有無を問わず、財産的価値の高い信用の化体した商標を厚く保護するためである。

☆【商標法において通常使用権の登録対抗制度を維持した理由】

商標においては、特許と異なり、実務上、一つの製品について多数の商標ライセンス契約が締結されているという複雑な状況は考えられず通常使用権が登録できない決定的な事情は見当たらない。また、商標法においては、第三者（譲受人）が、意に反して通常使用権の付いた商標権を取得してしまった場合、当該商標が出所識別機能や品質保証機能等を発揮できなくなるおそれがあること等、通常使用権の商標権に対する制約は、特許権の場合を比較してはるかに大きいと考えられる。

そこで、平成 23 年法改正において、商標法では通常使用権についての当然対抗制度を導入せず、登録対抗制度を維持することとした（商 31 条 4 項、5 項）。